

4 申請に必要な書類等 (○印は、必ず提出(提示)していただく書類です。)

減免のパターン(減免チェック表参照)		①	②	③	④	⑤
提出(提示)書類	自動車の所有者(取得者)及び 運転者	身体障がい者等(本人)			身体障がい者等の 家族	
	所有者 (取得者)	身体障がい者等 (本人)	身体障がい者等の 家族	常時 介護者	身体障がい者等 (本人)	身体障がい者等の 家族
(ア) 減免申請書		○	○	○	○	○
(イ) 自動車検査証		○	○	○	○	○
(ウ) 自動車を運転される方の運転免許証又は マイナ免許証の免許情報		○	○	○	○	○
(エ) 身体障がい者等であることを証する書面(原本)		○	○	○	○	○
(オ) 身体障がい者等との続柄を証する書面(原本)			○		○	○
(カ) 身体障がい者等と生計を一にしていることを証する書面 (原本)			○		○	○
(キ) 身体障がい者等が専ら自動車を日常の生活手段として使用 していることを証する書面(原本)			○			○
(ク) 常時介護者であることを証する書面(常時介護証明書)(原本)				○		

■提出(提示)書類の詳細は以下をご覧ください。

(ア) 減免申請書(様式のコピーは不可)

府税事務所及び大阪自動車税事務所(分室)にあります。なお、申請時にその場で記載していただいても結構です。府税事務所申請する場合は、個人番号(マイナンバー)も記載してください。個人番号を記載された場合は、個人番号カードなど本人確認書類の提示・提出もお願いします。大阪自動車税事務所(分室)に提出いただく場合は、記載は不要です。

(イ) 自動車検査証(コピーでも可)

令和5年1月より運輸支局で電子車検証の交付が開始されています。電子車検証と併せて交付される「自動車検査証記録事項」をお持ちの方は併せて提出してください(コピーでも可)。

(ウ) 自動車を運転される方の運転免許証(表裏両面のコピーでも可)又はマイナ免許証の免許情報 ※1

マイナ免許証とは、免許情報が記録されたマイナンバーカードのことをいいます。マイナ免許証の免許情報を提出される場合は、マイナ免許証読み取りアプリから免許情報を印刷して提出してください。印刷が困難な場合は、マイナ免許証又はマイナ免許証読み取りアプリの免許情報をご提示ください。なお、マイナ免許証をご提示いただいた場合は、申請窓口職員がマイナ免許証読み取りアプリから免許情報を印刷し、確認します。

(エ) 身体障がい者等であることを証する書面(原本) ※1

【身体障がい者の方の場合】⇒ 身体障がい者手帳

【戦傷病者の方の場合】⇒ 戦傷病者手帳

【知的障がい者の方の場合】⇒ 次のいずれか

・療育手帳又は認定カード

・子ども家庭センター(大阪市にあっては大阪市子ども相談センター、堺市にあっては堺市子ども相談所、豊中市にあっては豊中市児童相談所)又は障がい者自立相談支援センター(大阪市にあっては、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、堺市にあっては堺市障害者更生相談所)が発行する知的障がい者の判定を受けたことがわかる証明書

・精神保健指定医の診断書

【精神障がい者の方の場合】⇒ 精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者

上記の書面を現在申請中の方は、手帳を交付申請中であることを証する申請書の控え等(障がいの区分、等級がわかるもの)を提出していただき、手帳の交付後に手帳の原本を、申請された窓口にご持参ください。また、P1~2に記載されている手帳のうち、複数の手帳等の交付を受けている方は、そのすべての手帳等をご提示ください。

(オ) 身体障がい者等との続柄を証する書面(原本)

精神障がい者の方は※2をご覧ください。

パートナーシップの関係にある方は、裏表紙に記載の続柄の事務所にお問合せください。

【同居・同一世帯の場合】

身体障がい者等(本人)・所有者(取得者)・運転者の続柄入りの住民票

【同居・別世帯 又は 別居の場合】

続柄を証する公的な書面(戸籍謄(抄)本等)

(カ) 身体障がい者等と生計を一にしていることを証する書面(原本)

精神障がい者の方は※2をご覧ください。

【同居・同一世帯の場合】

身体障がい者等(本人)・所有者(取得者)・運転者の続柄入りの住民票

((オ)で続柄入りの住民票を提出する場合は、提出不要です。)

【同居・別世帯の場合】

身体障がい者等(本人)・所有者(取得者)・運転者のそれぞれの住民票(続柄省略で可)

【別居の場合】 ※1 ※3

例: 確定申告書控え又は源泉徴収票(所得税の申告で扶養控除の対象になっている場合)

生活費等を負担している事実を証する書面 等

(生活費等の例: 家賃、光熱水費、養育費、診療費、放課後等デイサービス利用料金、食費 等)

(「生活費等の負担に係る証明書類(貼付用台紙)」※4に貼付け、必要事項を記入の上、提出してください。)

(キ) 身体障がい者等が専ら自動車を日常の生活手段として使用していることを証する書面(原本) ※3

精神障がい者の方は※2をご覧ください。

【通院の場合】⇒ 次のいずれか

・通院先が発行する通院証明書 ※4

・マイナポータルを受診歴(確認方法は府税のホームページをご覧ください。[大阪府 減免のしおり](#) [検索](#))

・お薬手帳の写し

・診察券(自立支援医療受給者証でも可)及び通院費用の領収書の写し

通院証明書以外を提出する場合は、受診者名、受診先医療機関名、受診月(日)(直近3か月以内)がわかる書類を提出してください。なお、その他の診療行為名や医薬品名等は黒塗り等した上で提出してください。

【通所の場合】⇒ 次のいずれか

・通所先が発行する通所証明書 ※4

・通所受給者証(支援の種類が「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」のもの)及び通所費用の領収書の写し

【通学(園)の場合】⇒ 通学(園)先が発行する通学(園)証明書 ※4

【通勤の場合】⇒ 通勤先が発行する通勤証明書 ※4

【入院(所)中に定期的に外出(泊)している場合】⇒ 入院(所)が発行する外出(泊)証明書 ※4

(ク) 常時介護者であることを証する書面(常時介護証明書)(原本)

【身体障がい者及び知的障がい者の方の場合】

・福祉事務所(福祉事務所を設置していない町村にあっては当該町村)が発行

【戦傷病者の方の場合】

・大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課が発行

【精神障がい者の方の場合】

・保健所(大阪市にあっては保健福祉センター)が発行

※1 現住所確認のため、他に住民票等の提出をお願いすることがあります。

※2 表中(オ)、(カ)、(キ)の書類又は住所地を担当する保健所が発行する「自動車税等に係る生計同一証明書」のいずれかを提出してください。(精神障がい者保健福祉手帳の「障がいの程度が1級」かつ「自立支援医療受給者証」の交付を受けておられる方に限ります。)

※3 公的な書類等が提出できない場合に限り、民生委員の発行する状況確認書を提出してください。なお、民生委員がその状況の確認が困難な場合等、発行できないことがあります。状況確認書の用紙は府税事務所及び大阪自動車税事務所(分室)にもありますのでご利用ください。

なお、令和8年6月末をもって民生委員の発行する状況確認書の取り扱いを終了します。令和8年7月以降に(カ)及び(キ)の書類が提出できない場合は、裏表紙に記載の続柄の事務所にお問合せください。

※4 各種様式データは府税のホームページからダウンロードできます。[大阪府 減免のしおり](#) [検索](#)